

改正地球温暖化対策推進法に定める促進区域の設定に関する基準について

環境政策課ゼロカーボン推進室

1 趣旨

令和 3 年 5 月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、この中で市町村は、地域脱炭素促進事業の対象となる区域（促進区域）を定めることが努力義務（令和 4 年 4 月 1 日施行）とされた。

また、都道府県は、省令に従い促進区域の設定に関する基準を定めることができることとされた。

これを受け、本県では、2050 ゼロカーボンに向け、地域と調和した再生可能エネルギーを促進するために促進区域の設定に関する基準を策定することとする。

2 基準の位置付け

- ・本県の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーの利用促進に関する事項として地方公共団体実行計画でもある「長野県ゼロカーボン戦略」において定める。
- ・環境省令※で定めるところにより、環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定める。
- ・市町村の促進区域の設定に関する基準となる。

（改正法第 21 条第 3 項、第 6 項及び第 7 項）

※環境省令については、国において現在検討中

（参考）ゼロカーボン戦略の位置づけ

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の規定による地方公共団体実行計画（区域施策編）
- ・長野県地球温暖化対策条例第 8 条の規定による地球温暖化対策推進計画
- ・長野県脱炭素社会づくり条例第 7 条の規定による行動計画

3 スケジュール（案）

	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月
国 (環境省)	検討会 とりまとめ案 提示	省令案・マニュアル等 パブコメ開始	省令公布		改正法施行 (4 月 1 日)
環境審議会	●諮問	●審議		●答申	
県		基準 原案作成	市町村協議 パブリック コメント等実施	戦略推進 本部会議	基準公表

※上記スケジュールは現時点でのものであり、環境省令・実行計画策定マニュアル等において都道府県基準の策定方法が示されるため、変更となる可能性がある。